

第144回山形市都市計画審議会

日 時：令和7年7月11日(金) 午前10時30分

場 所：市役所7階 701会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市 長 挨 拶
- 4 会長・副会長の選任について
- 5 山形広域都市計画下水道の変更（案）の説明
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

第144回山形市都市計画審議会資料

資料目次

山形広域都市計画下水道の変更（案）について……………	1
----------------------------	---

山形広域都市計画下水道の変更（案）について

上段：変更前
下段：変更後

山形広域都市計画山形市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 山形市公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 5,936 ha

汚水 約 5,968 ha

約 5,936 ha

雨水 約 5,968 ha

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備考
	起 点	終 点	
中央幹線	山形市大字内表字表西	山形市あかねヶ丘三丁目	
鈴川幹線	山形市大字渋江字三条ノ目	山形市大字千手堂字沢田	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	敷地面積	備考
七浦中継ポンプ場	山形市大字七浦字遊谷面	約 1,300 m ²	
山形市浄化センター	山形市嶋南一丁目	約 77,400 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

効率的かつ適正な下水道整備を推進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、排水区域の一部を変更するものである。

山形広域都市計画図(山形市)

天童市

山形市公共下水道

約 5,936 ha

排水区域 約 5,968 ha

1 明治地区 0.1ha増加

中山町

2 大郷地区 0.7ha増加

3 出羽地区 3.6ha増加

4 橋山地区 1.5ha増加

山辺町

6 千歳地区 4.5ha増加

5 金井地区 1.5ha増加

山形市

11 大曾根地区 0.3ha増加

8 権沢地区 5.2ha増加

7 鈴川地区 4.6ha増加

9 飯塚地区 0.3ha増加

10 南沼原地区 0.6ha増加

17 東沢地区 1.9ha増加

12 西山形地区 1.3ha増加

16 滝山地区 0.4ha増加

13 本沢地区 1.5ha増加

14 南山形地区 2.4ha増加

15 蔵王地区 1.2ha増加

上山市



凡 例	
決定、変更後の排水区域	
追加する排水区域	
変更しない配管	
変更しない幹線管渠	
最上層(地下)下水道幹線管渠(再決定)	

山形市公共下水道事業計画 汚水	
図面名	総括図
尺 度	1:20,000
調 整 年 月 日	山 形 市
令 和 7 年 月 日	

第144回山形市都市計画審議会 参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1	参考資料	
	◇ 下水道の変更について	1
2	山形市都市計画審議会条例他	
	◇ 条例	24
	◇ 審議会運営要綱	26
	◇ 幹事会要綱	29
	◇ 委員名簿	31
	◇ 幹事名簿	32

下水道の変更について

1 根拠法令 都市計画法第11条第1項第3号

2 概要 下水道は、生活環境や都市環境の改善、雨水の排除による浸水の防除、河川や海など公共用水域の水質保全を図るための都市基盤施設として、都市には必要不可欠な社会資本となっています。

山形市においては、昭和36年より汚水事業に着手しており、下水道整備率は令和6年度末で99.1%となっています。また、雨水事業については、昭和45年より事業を実施し浸水箇所の解消に努めています。

3 変更の内容 以下の地区について排水区域を追加するものです。

区域追加箇所

番号	地区名	処理分区名	面積(ha)
1	明治地区	中野目第1処理分区ほか	0.1
2	大郷地区	内表船町処理分区ほか	0.7
3	出羽地区	山形東処理分区山形東分区	3.6
4	楯山地区	山形東処理分区寺西分区ほか	1.5
5	金井地区	山形中央処理分区陣場分区ほか	1.5
6	千歳地区	山形東処理分落合分区	4.5
7	鈴川地区	山形東処理分落合分区ほか	4.6
8	榎沢地区	上榎沢処理分区ほか	5.2
9	飯塚地区	山形西処理分区上飯塚分区ほか	0.3
10	南沼原地区	沼木第1処理分区	0.6
11	大曾根地区	山形西処理分区古館分区	0.3
12	西山形地区	山形西処理分区柏倉分区	1.3
13	本沢地区	山形西処理分前明石分区	1.5
14	南山形地区	南山形第1処理分区	2.4
15	蔵王地区	山形南処理分区半郷分区	1.2
16	滝山地区	山形中央処理分区南第3分区	0.4
17	東沢地区	山形中央処理分区南第2分区	1.9
合計			31.5

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

4 具体的理由 都市における排水処理は都市づくりの基本であり、下水道は居住環境・都市環境の改善、河川や湖、海等の公共用水域の水質保全、都市の雨水浸水の防除等を図るための都市基盤施設として、都市には必要不可欠な社会資本となっております。

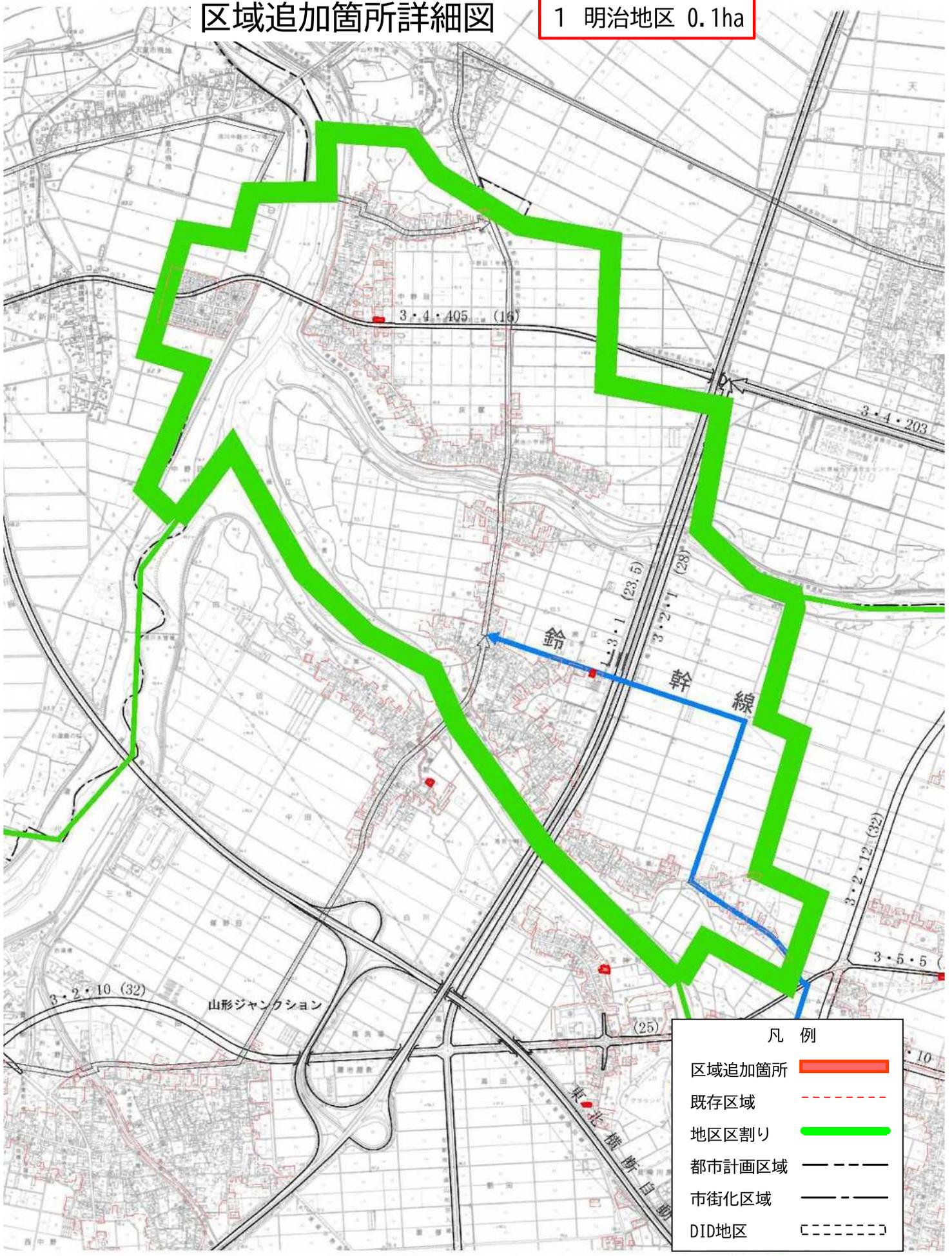
また、近年は市民生活様式の高度化、自然環境の保全からも市街地のみならず周辺区域についても下水道等を中心とした排水処理施設の整備が進められております。

下水道事業区域内においては、令和6年度末時点で汚水管渠整備率は99.1%、雨水管渠整備率は32.8%となっています。

今回の変更は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、既決定区域約5,936haに、令和元年度から令和5年度に行われた開発行為による整備区域の榎沢地区ほか31.5haの拡大を行い、整備された下水道施設が山形市の都市施設であること、汚水、雨水を排除する区域であることを明確に位置付けるとともに、今後、山形市の下水道施設として適切に維持管理していくために、排水区域を約5,968haに変更するものです。

区域追加箇所詳細図

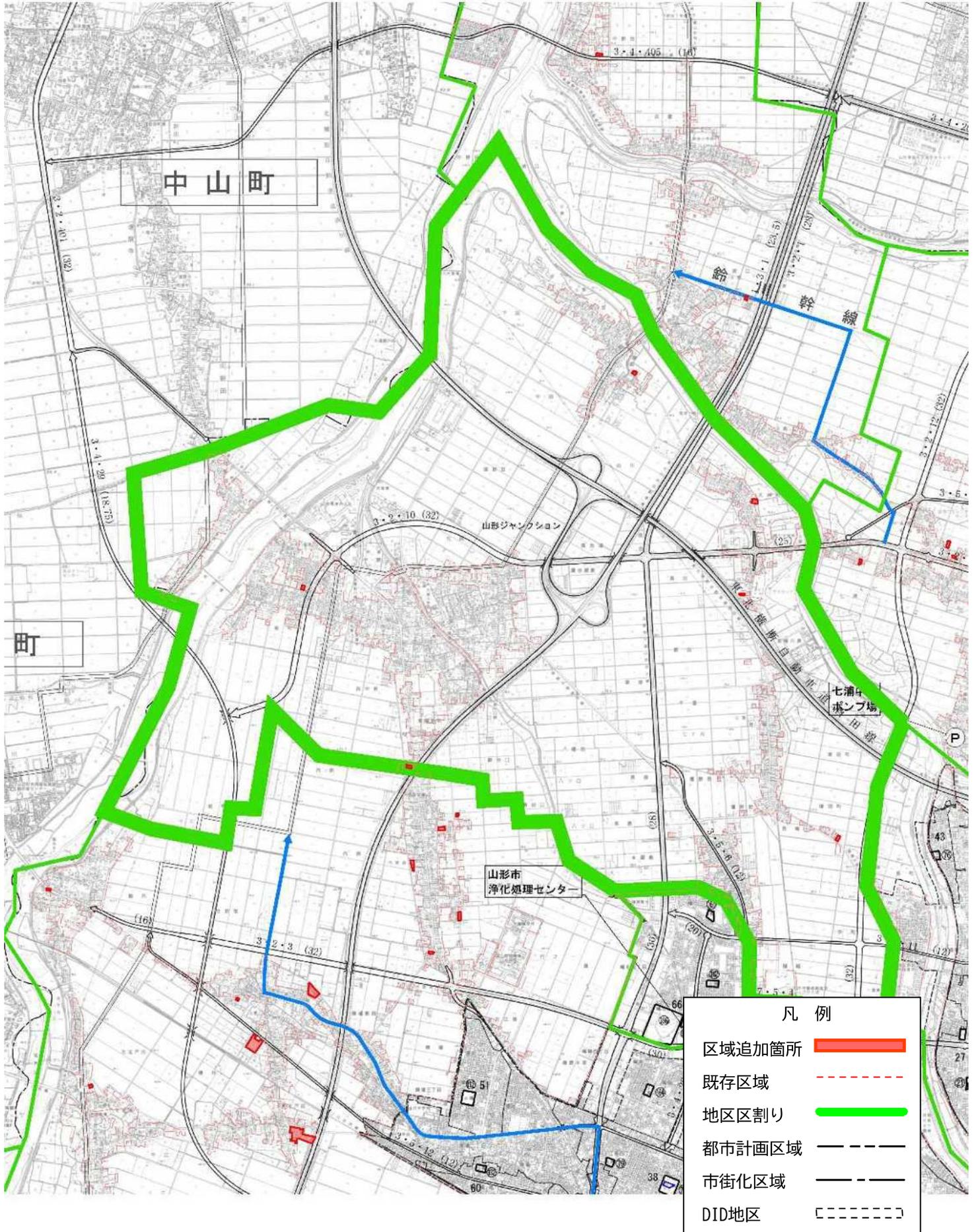
1 明治地区 0.1ha



凡例	
区域追加箇所	— (Red solid line)
既存区域	- - - (Red dashed line)
地区区割り	— (Green solid line)
都市計画区域	- - - (Black dashed line)
市街化区域	- - - (Black dashed line)
DID地区	[] (Black dashed line)

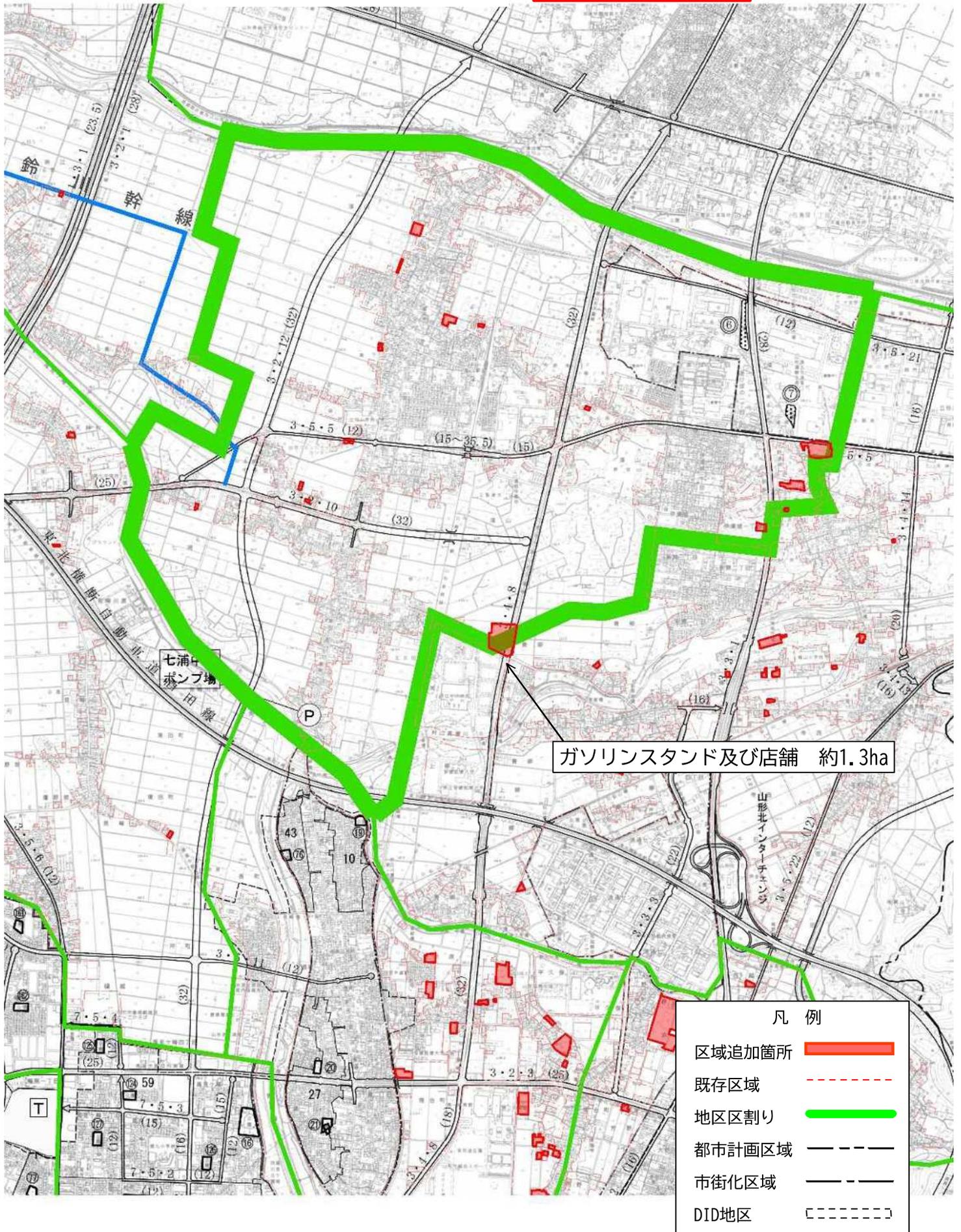
区域追加箇所詳細図

2 大郷地区 0.7ha



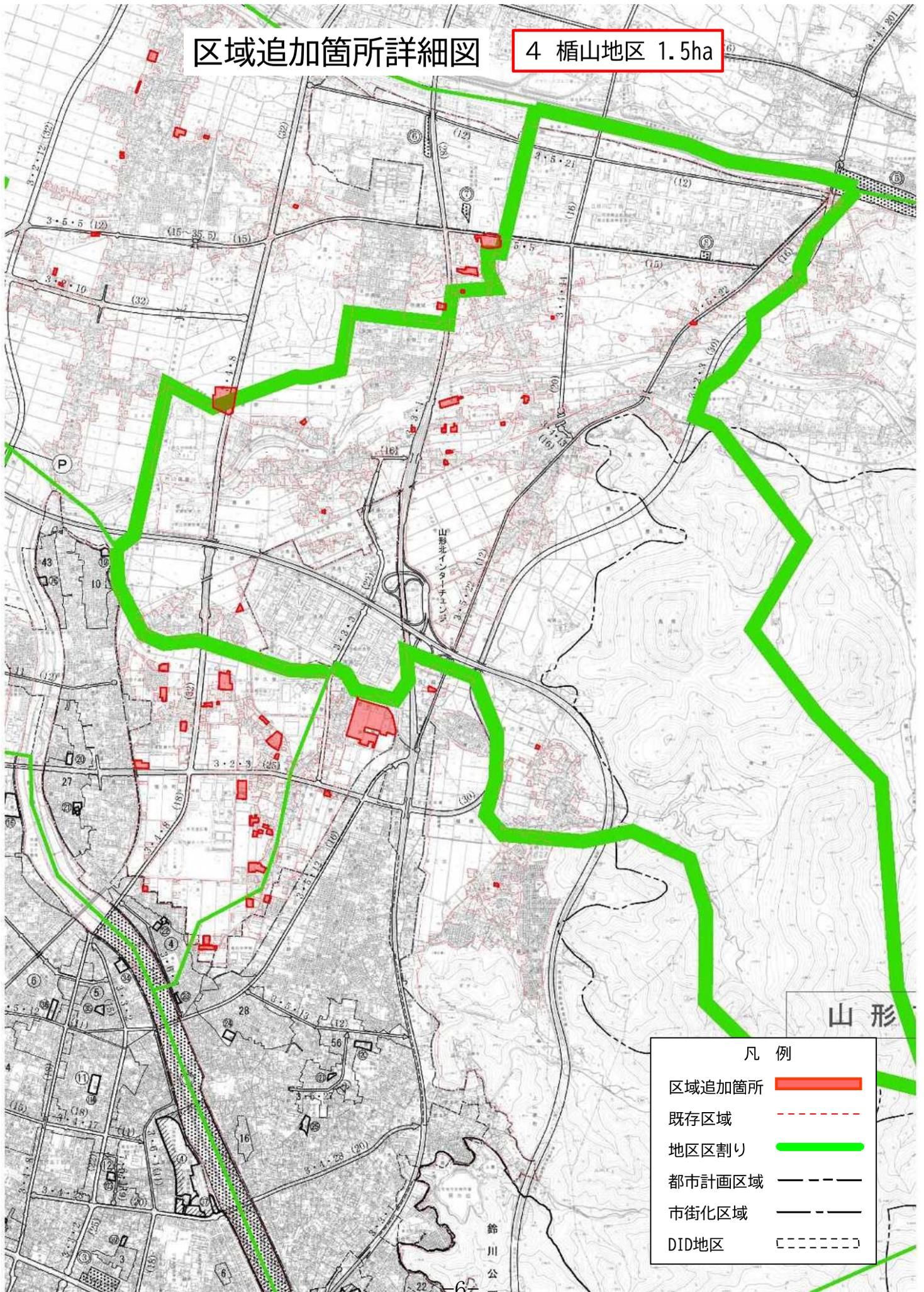
区域追加箇所詳細図

3 出羽地区 3.6ha



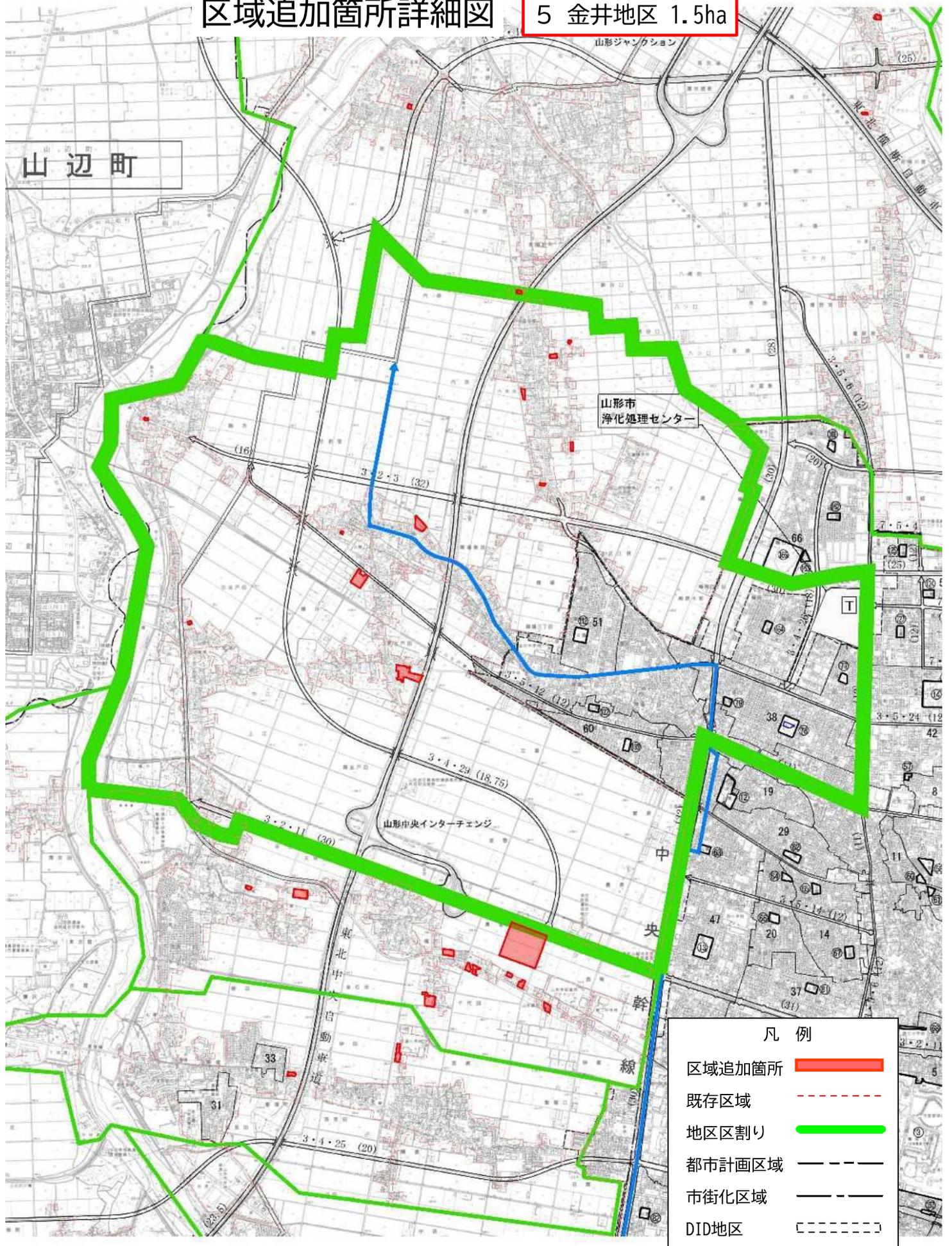
区域追加箇所詳細図

4 楯山地区 1.5ha



区域追加箇所詳細図

5 金井地区 1.5ha

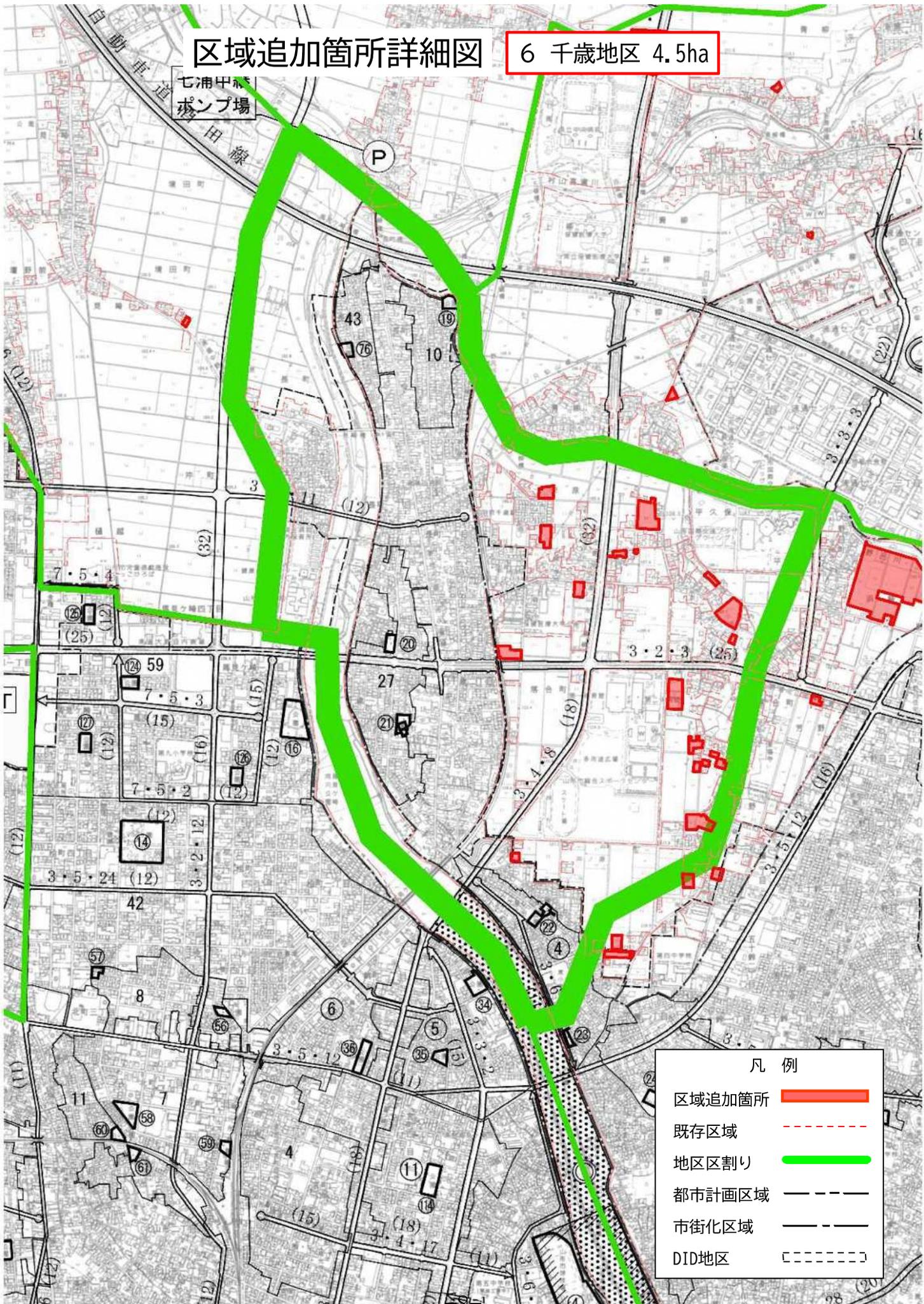


区域追加箇所詳細図

6 千歳地区 4.5ha

七浦中橋
ポンプ場

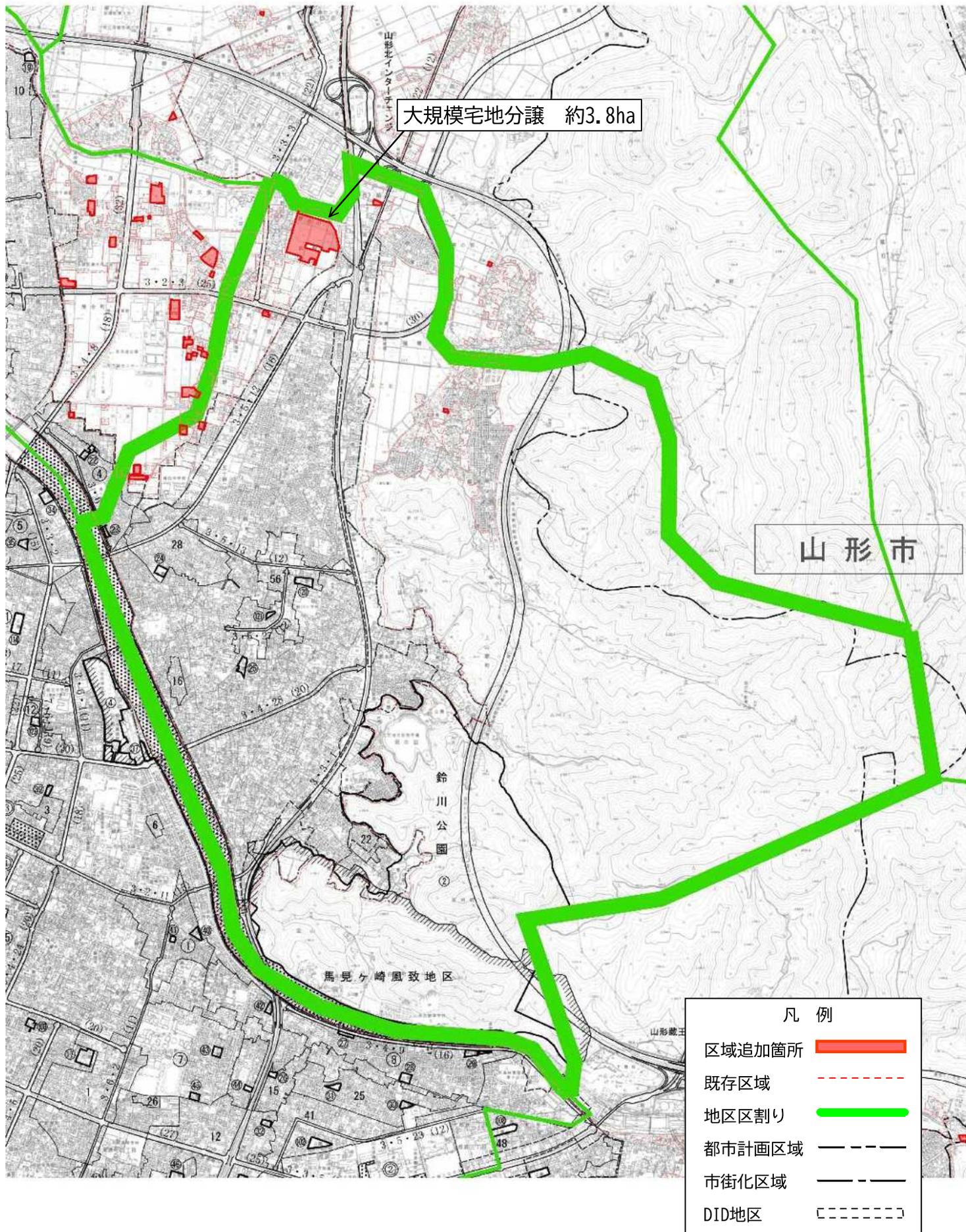
P



凡 例	
区域追加箇所	
既存区域	
地区区割り	
都市計画区域	
市街化区域	
DID地区	

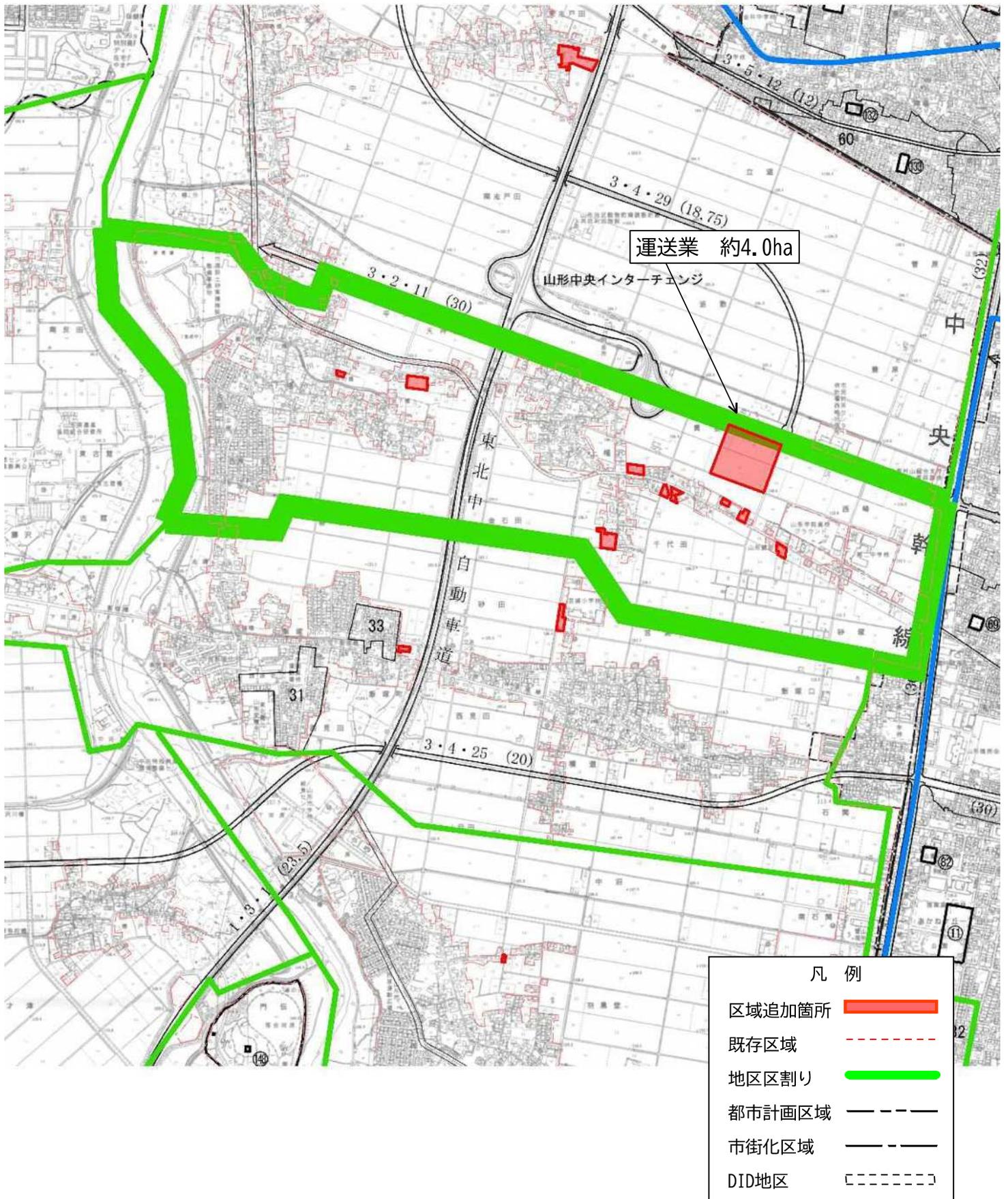
区域追加箇所詳細図

7 鈴川地区 4.6ha



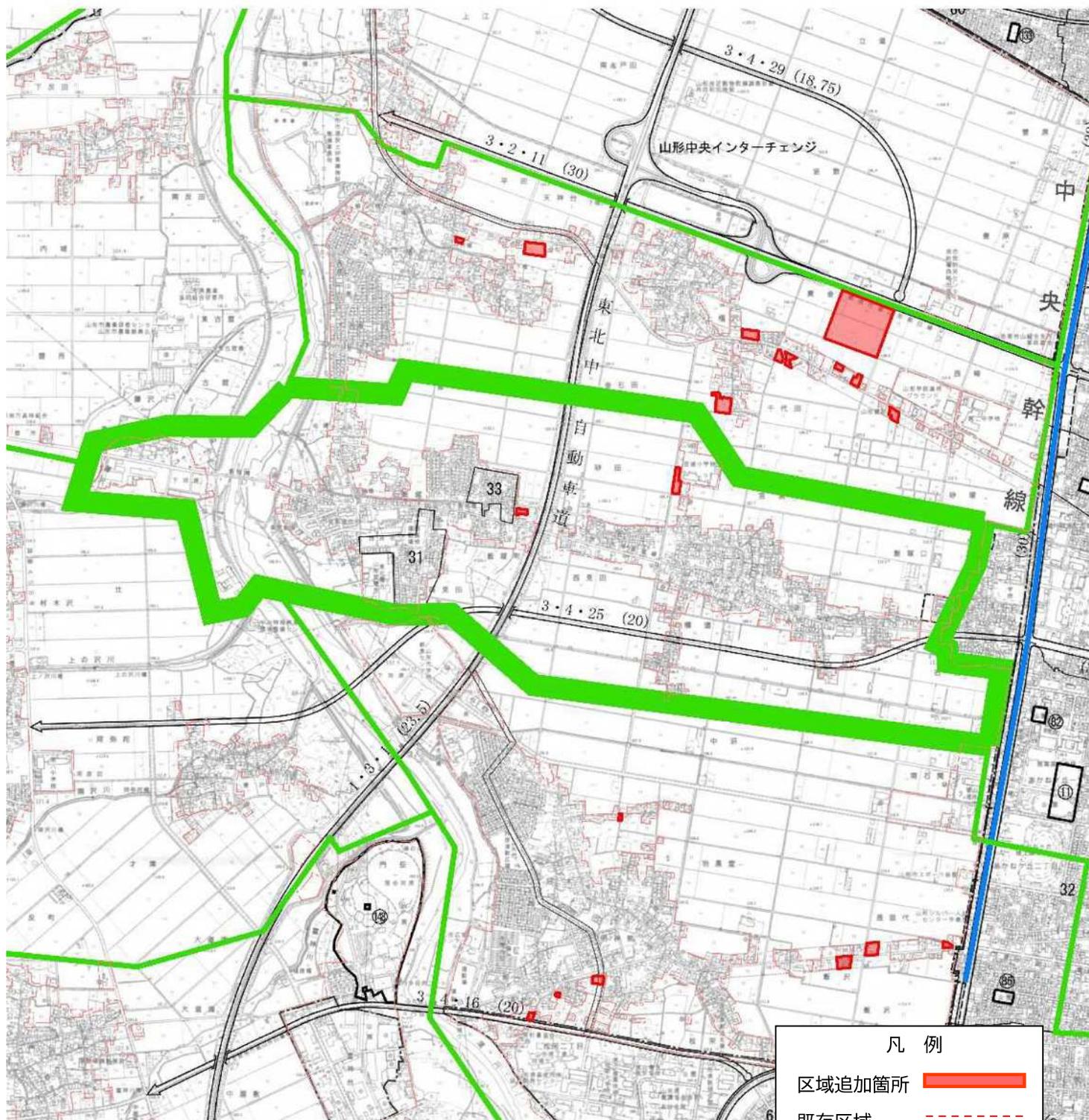
区域追加箇所詳細図

8 榎沢地区 5.2ha



区域追加箇所詳細図

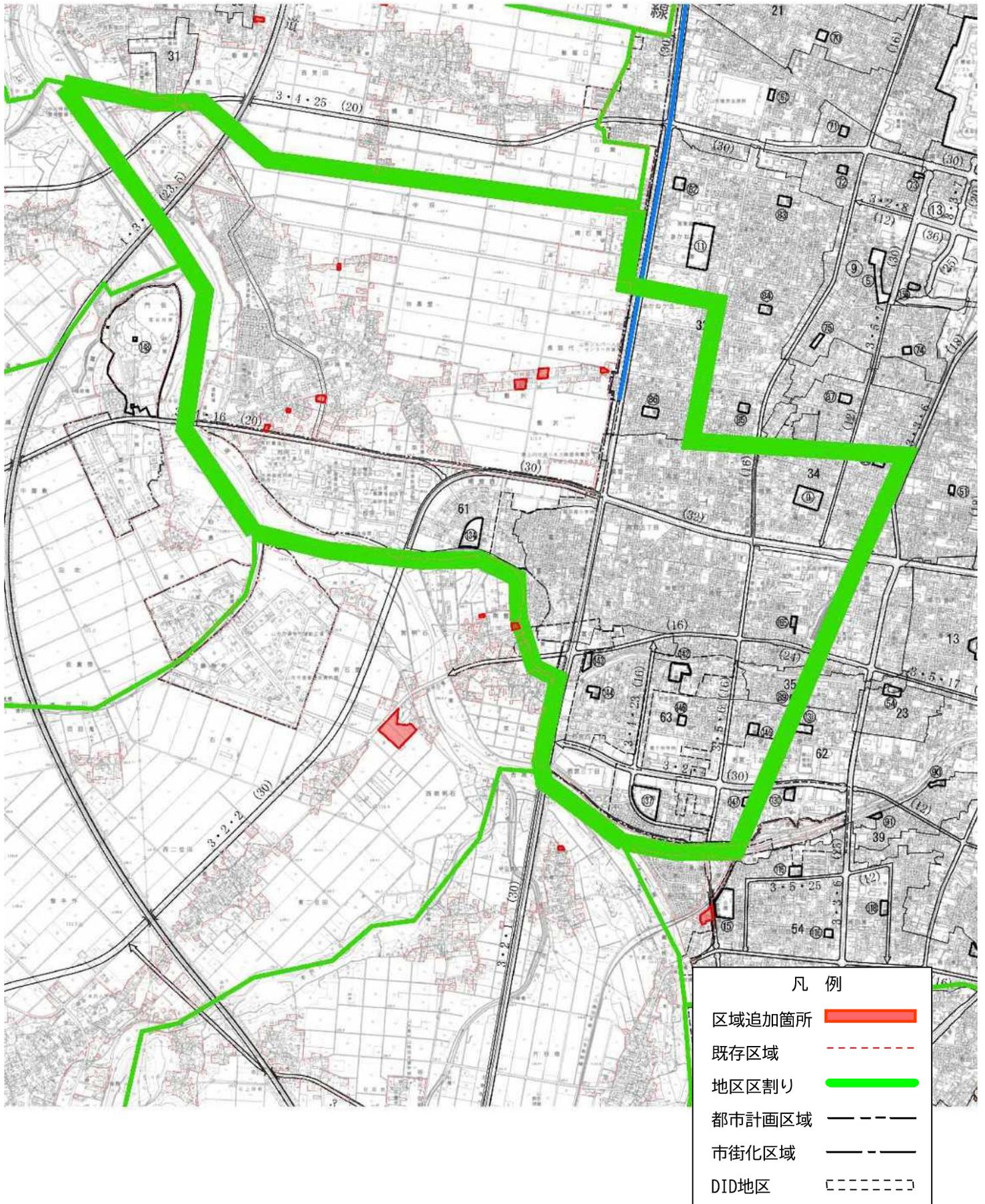
9 飯塚地区 0.3ha



凡例	
区域追加箇所	■
既存区域	---
地区区割り	■
都市計画区域	----
市街化区域	----
DID地区	⋯⋯⋯

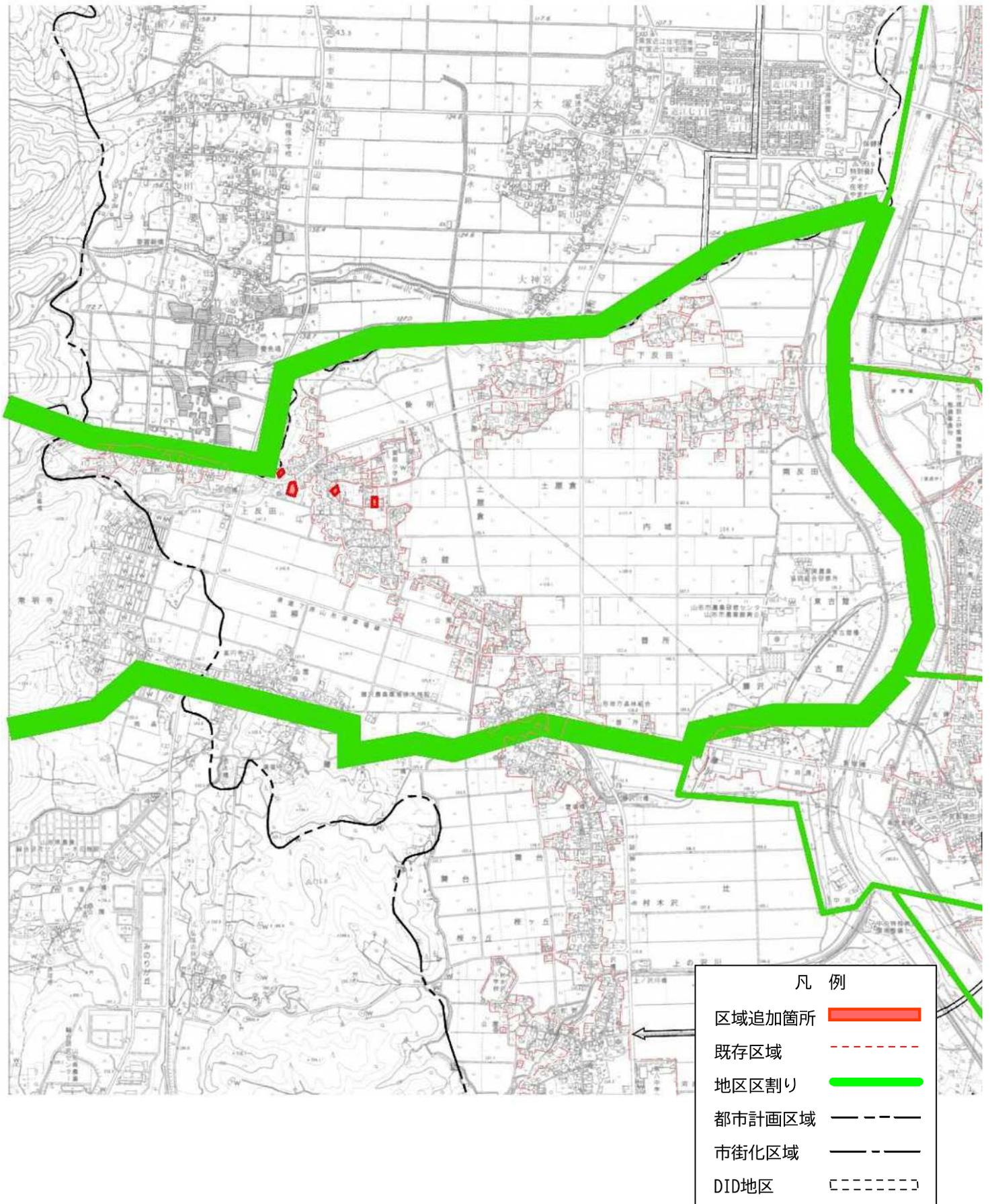
区域追加箇所詳細図

10 南沼原地区 0.6ha



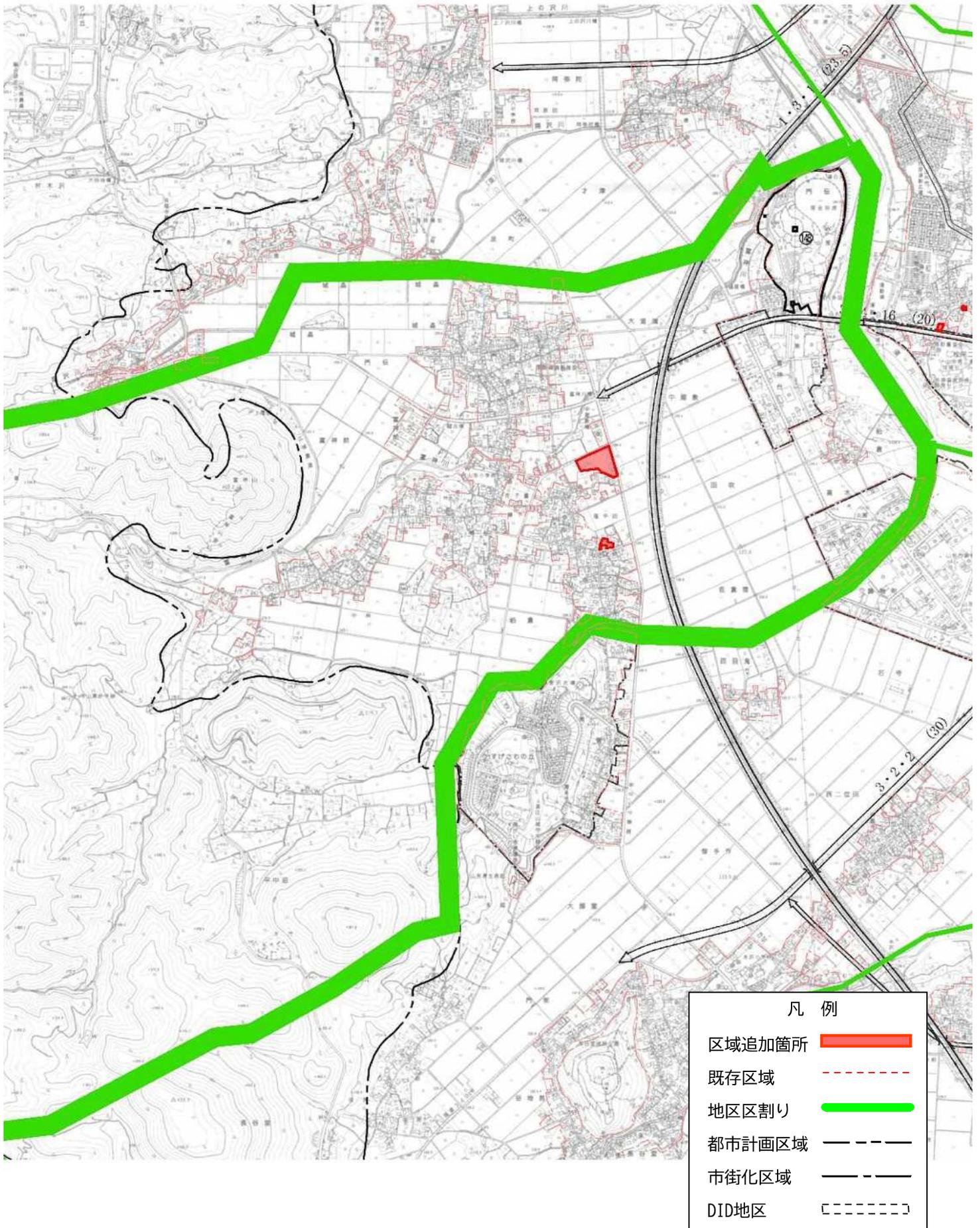
区域追加箇所詳細図

11 大曾根地区 0.3ha



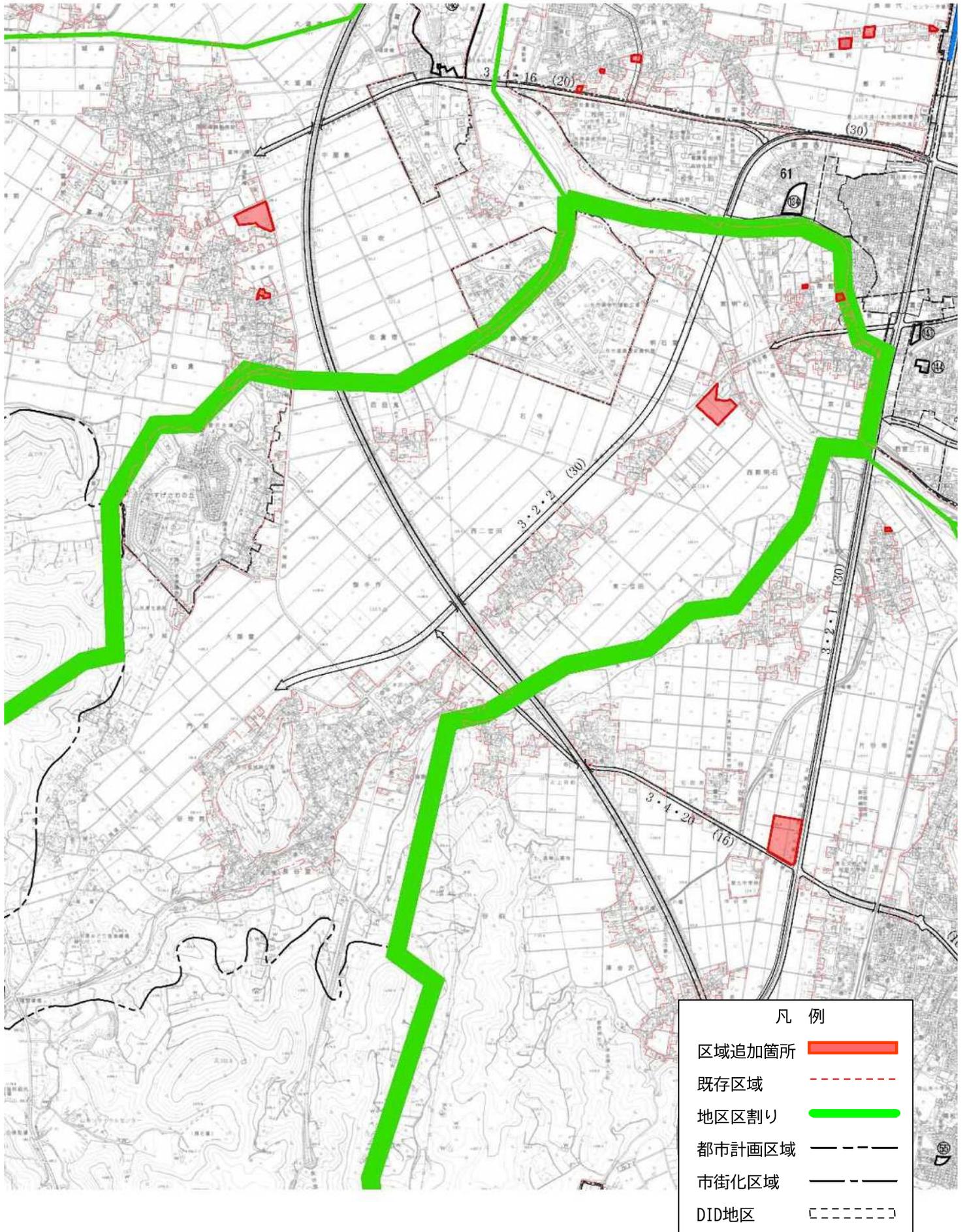
区域追加箇所詳細図

12 西山形地区 1.3ha



区域追加箇所詳細図

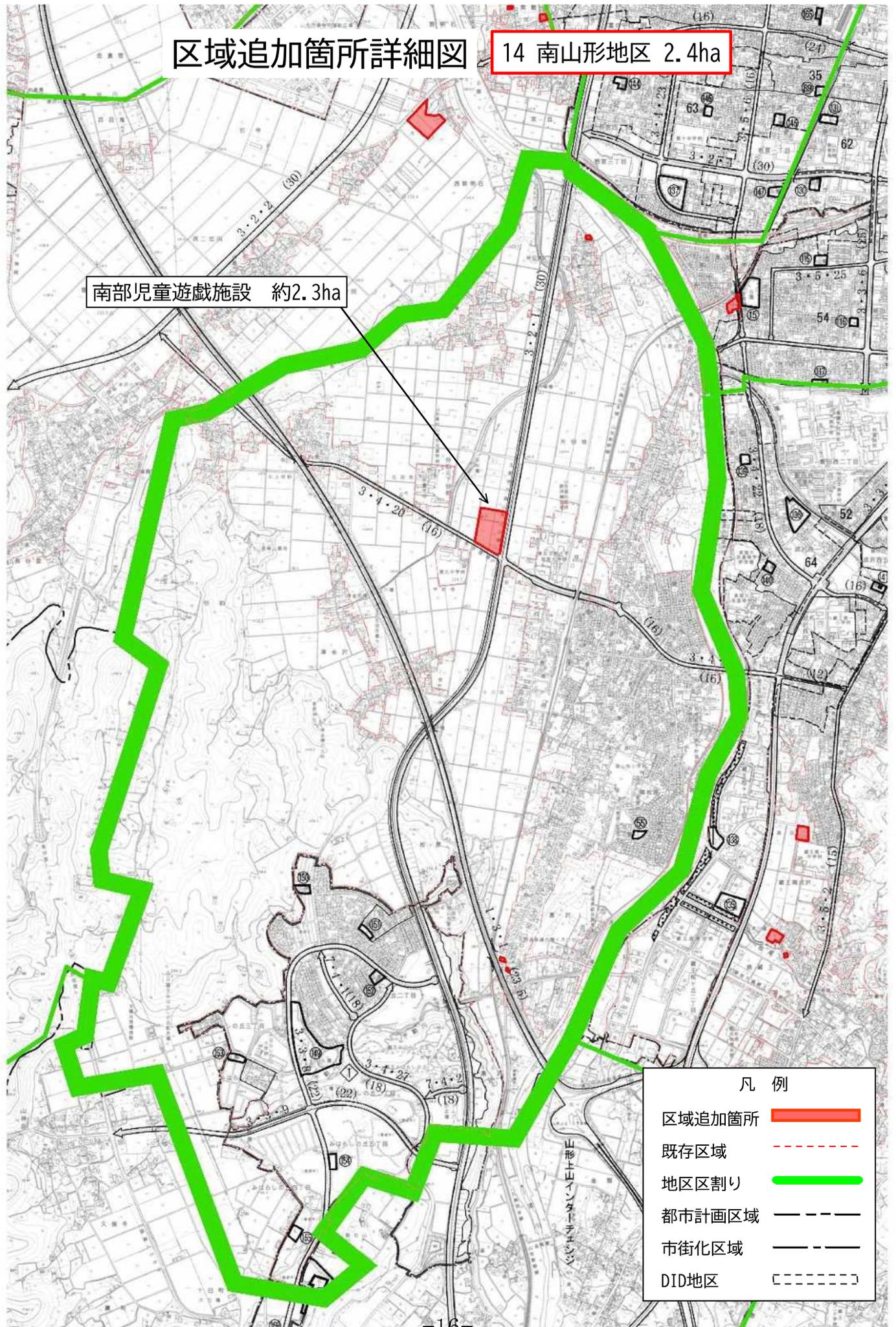
13 本沢地区 1.5ha



区域追加箇所詳細図

14 南山形地区 2.4ha

南部児童遊戯施設 約2.3ha

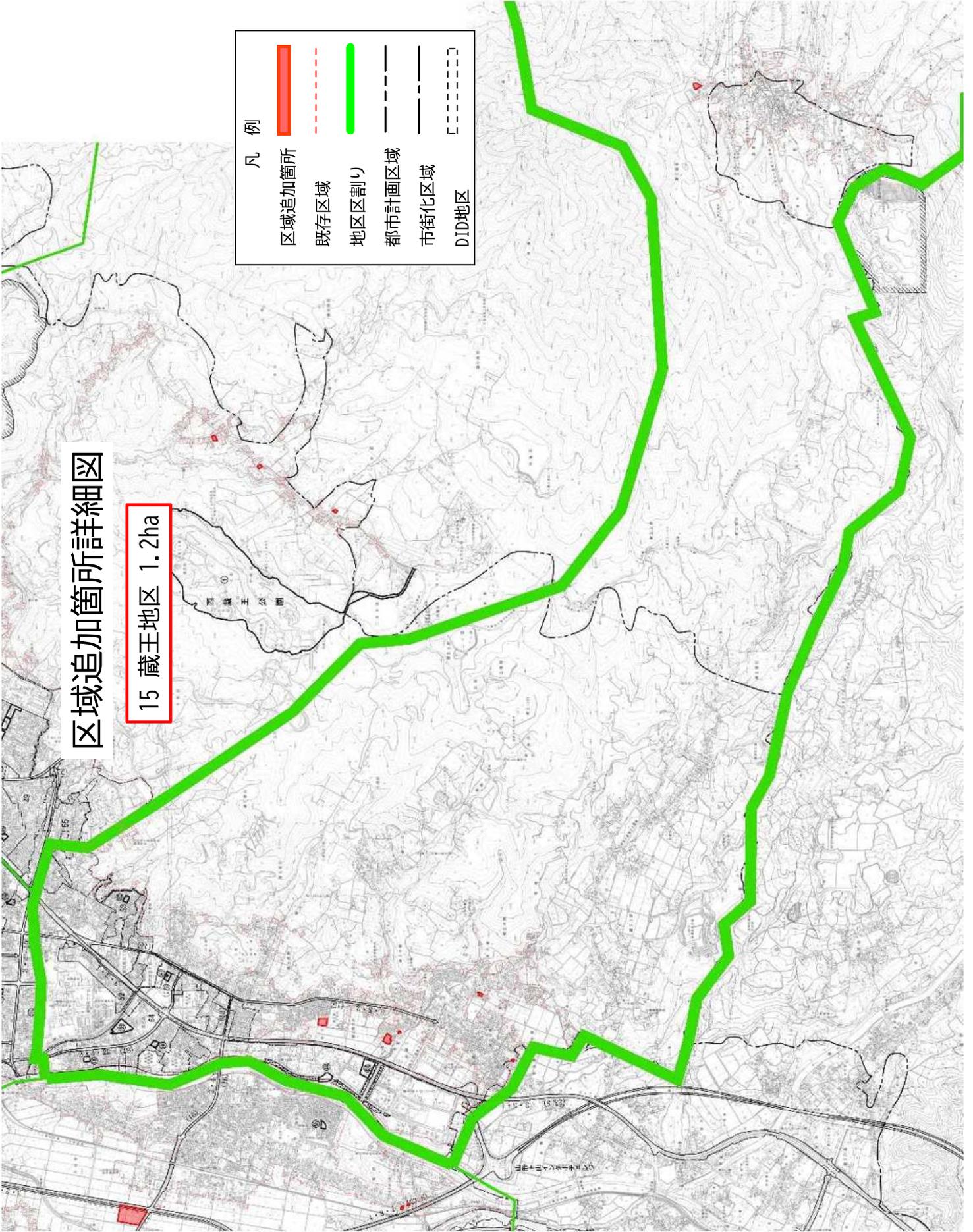


凡例	
区域追加箇所	
既存区域	
地区区割り	
都市計画区域	
市街化区域	
DID地区	

区域追加箇所詳細図

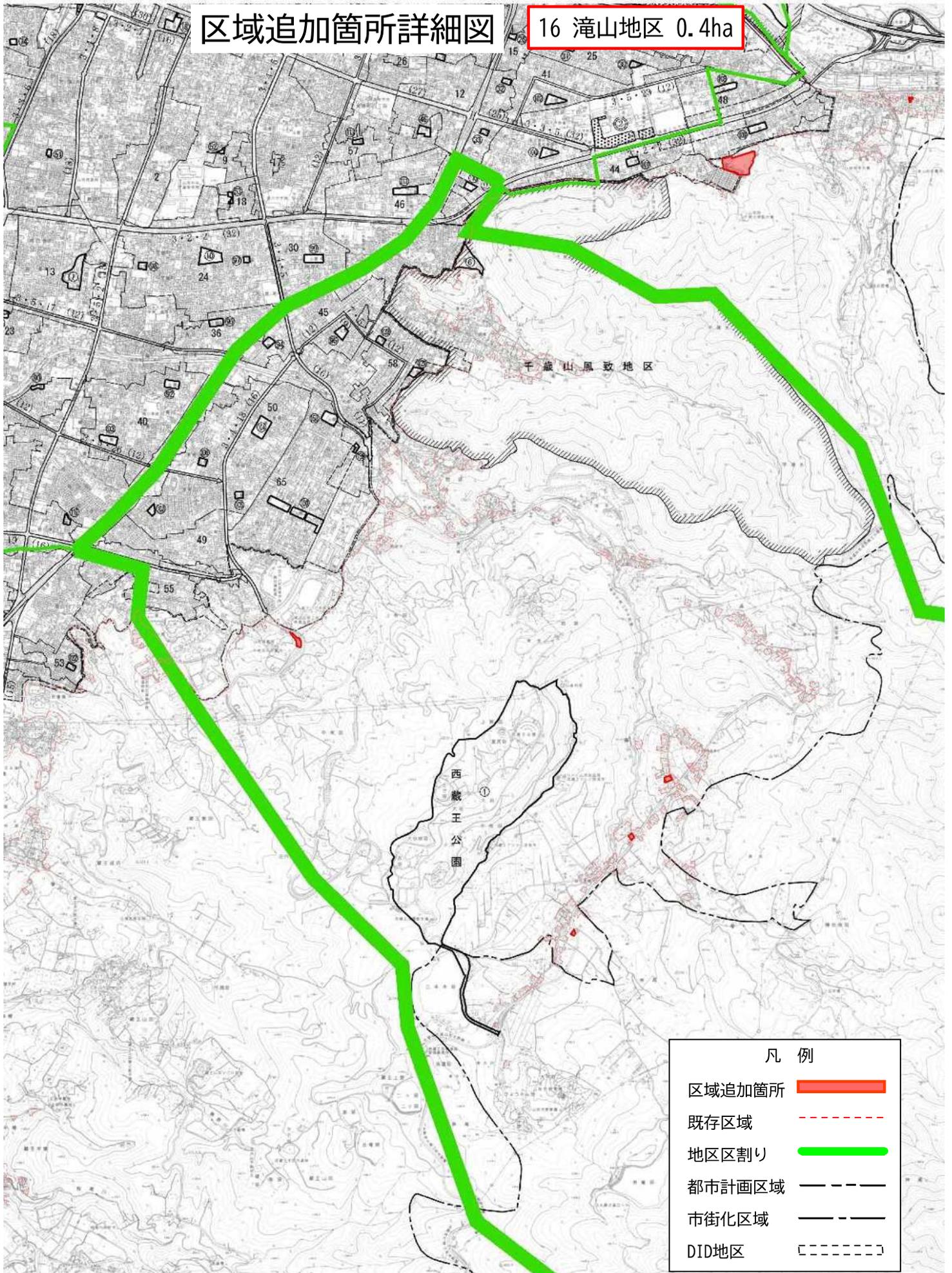
15 蔵王地区 1.2ha

凡例	
	区域追加箇所
	既存区域
	地区区割り
	都市計画区域
	市街化区域
	DID地区



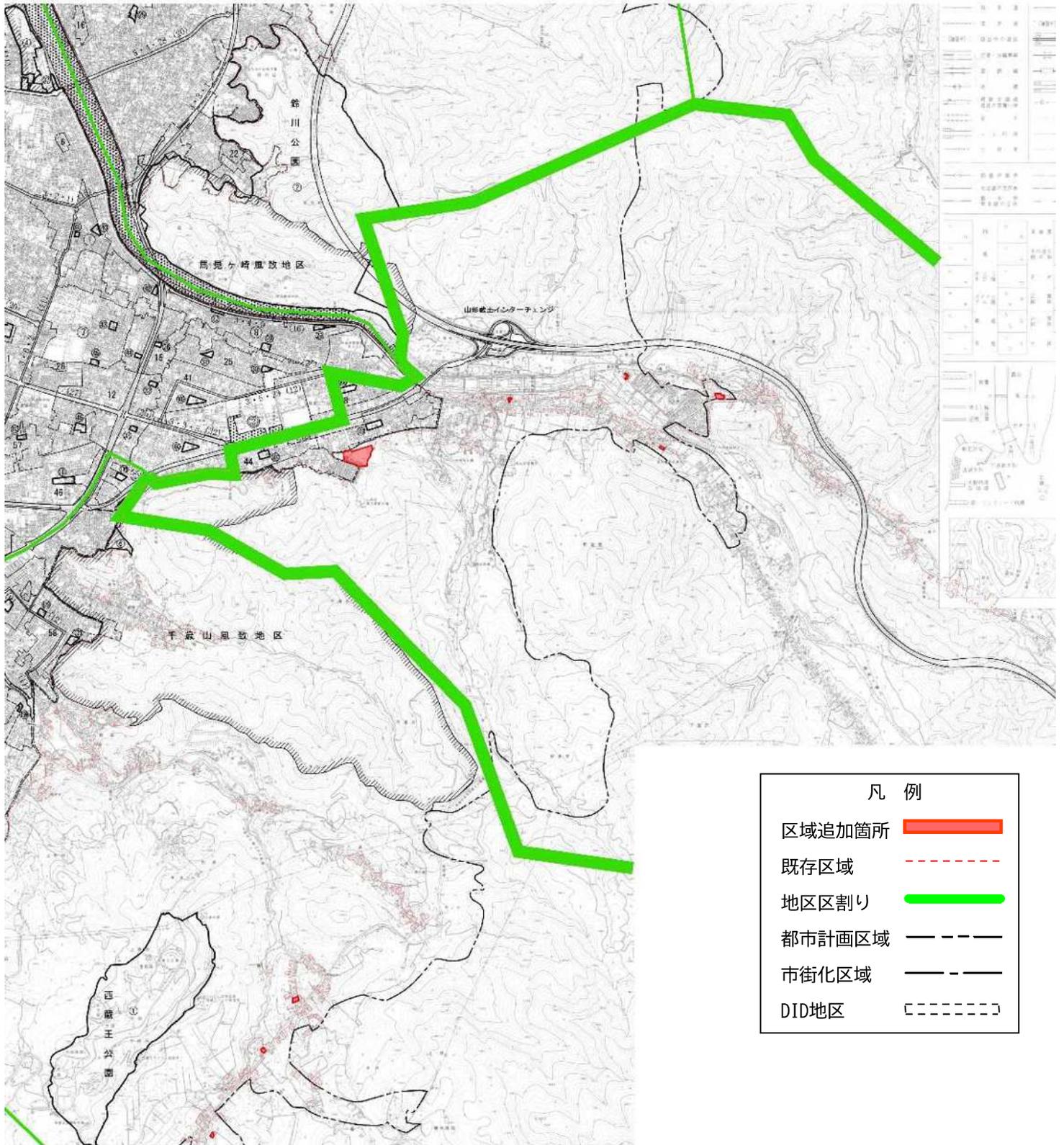
区域追加箇所詳細図

16 滝山地区 0.4ha

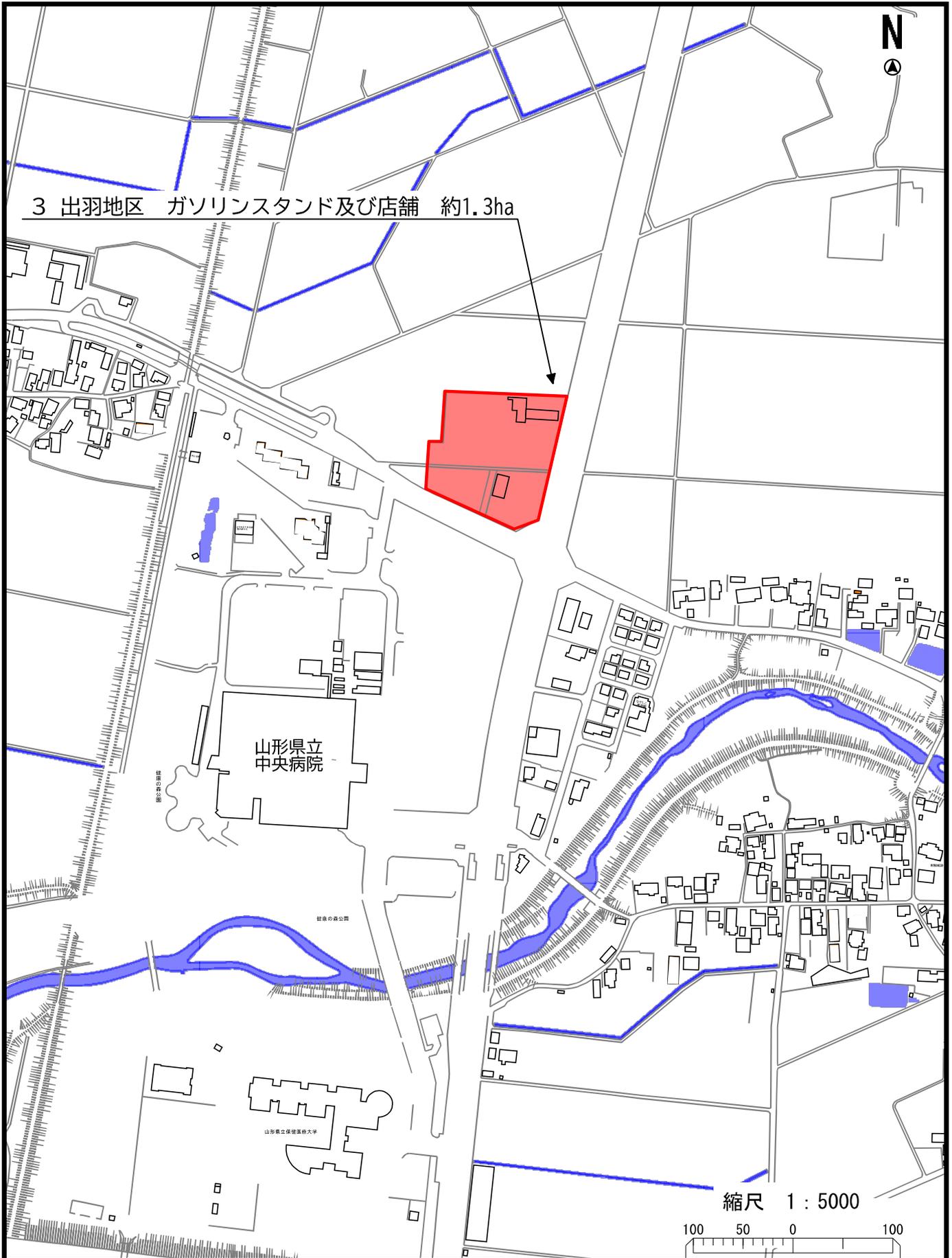


区域追加箇所詳細図

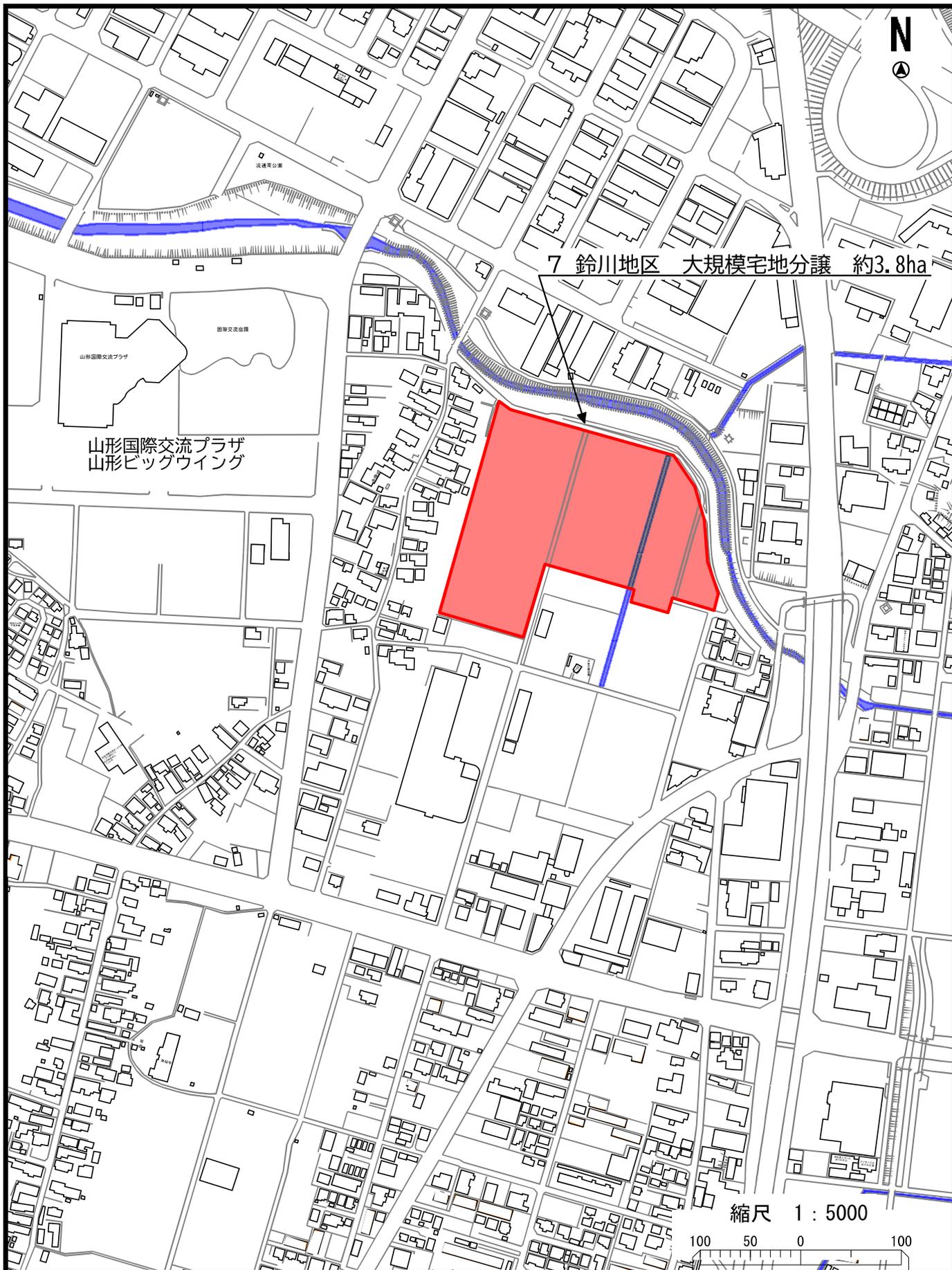
17 東沢地区 1.9ha



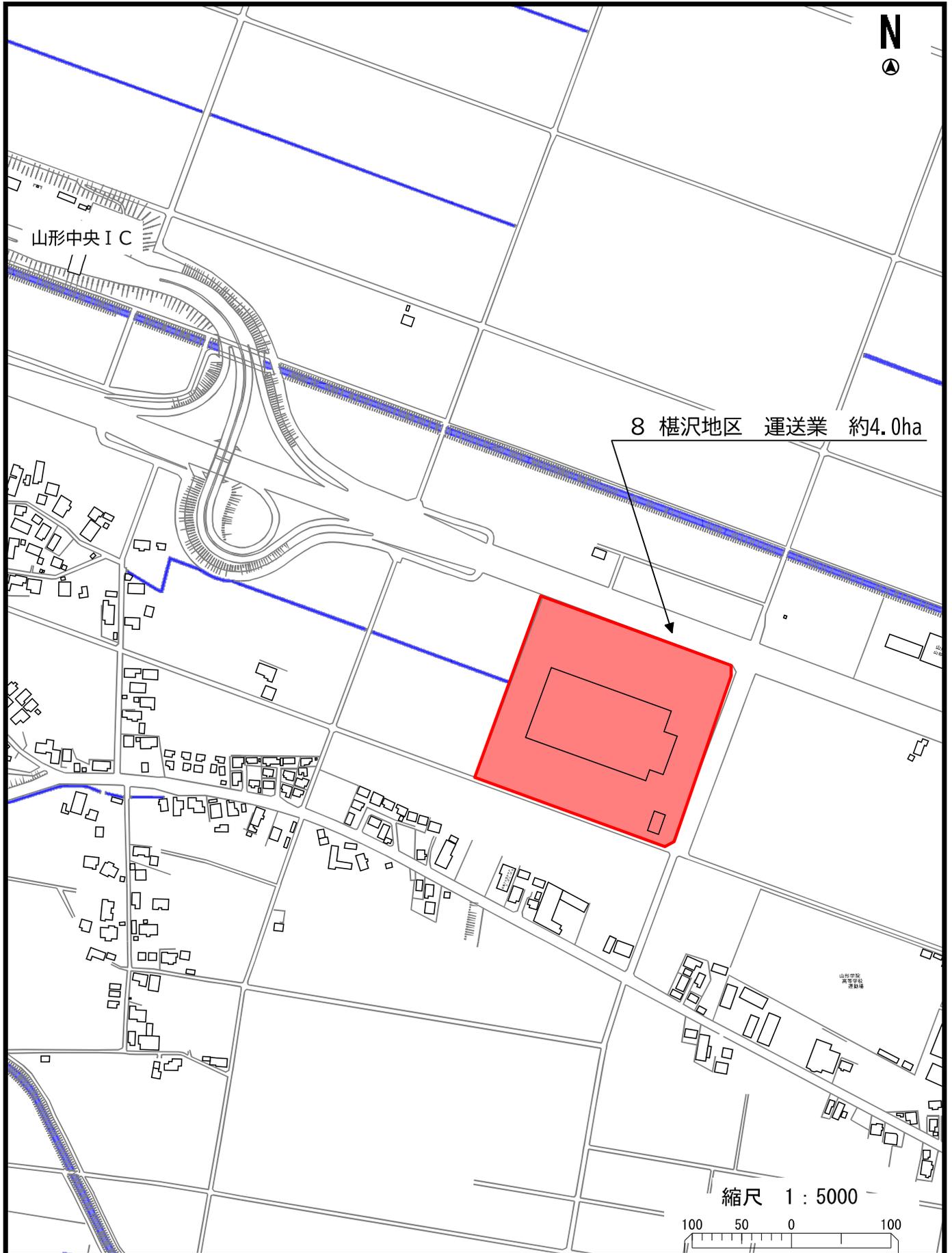
位置図



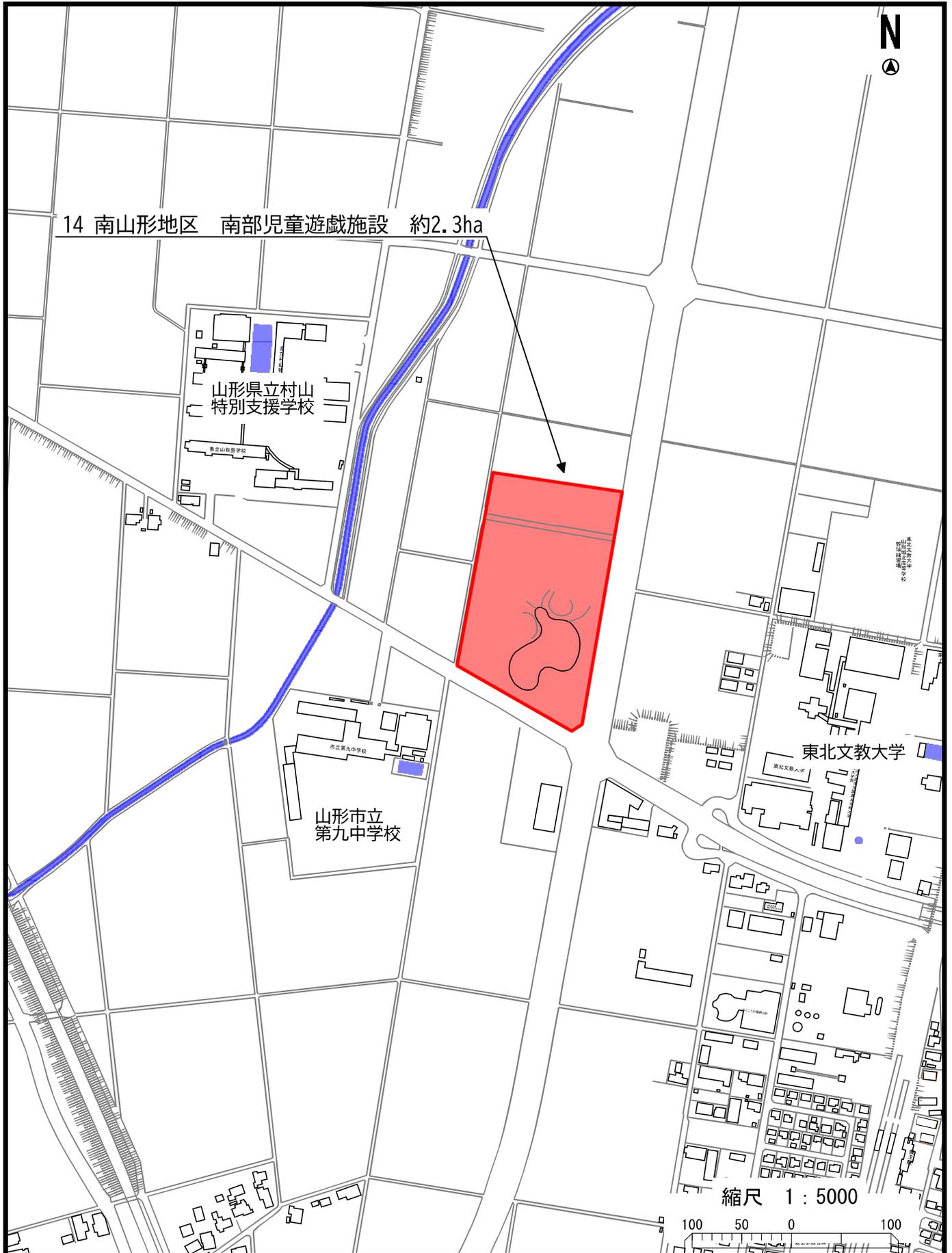
位置図



位置図



位置図



山形市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成3年条例32号〕、一部改正〔平成11年条例50号〕

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

追加〔平成3年条例32号〕

(審議事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成3年条例32号・7年31号〕

(専門委員)

第5条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(幹事及び書記)

第8条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

一部改正〔平成3年条例32号〕

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり政策部において処理する。

一部改正〔昭和46年条例16号・50年5号・56年39号・平成3年32号・20年42号・30年77号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月20日条例第16号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。（以下略）

附 則（昭和50年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月26日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の山形市都市計画審議会条例第3条第2項第2号の規定により現に委嘱されている委員の任期満了に伴い、当該委員の後任委員として委嘱される者の任期は、この条例による改正後の山形市都市計画審議会条例第4条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成7年6月28日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 改正後の第4条第1項に基づいて新たに委嘱された委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成11年12月24日条例第50号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第77号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会条例（昭和44年市条例第32号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会長は条例第7条第1項に規定する審議会の会議（以下「会議」という。）の招集をするときは、当該会議が開催される2週間前までに、委員に対して開催の日時、場所及び審議事項等を明示した通知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じ、その暇がないときは、この限りでない。

(委員の参集)

第3条 委員は、前条に定める通知を受けたときは、当該通知に従い、会議に参集するものとする。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(仮議長)

第4条 委員の任期満了後、最初に行われる市長が招集する会議において会長を選任するときは、委員の互選により仮議長を選任し、当該仮議長が、会長の選任までの議事を進行するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第29条第1項の規定に基づき、原則として公開するものとする。

2 会議の公開の方法その他必要な事項は、会議の公開に関する実施要領(平成10年12月1日施行)の定めるところによる。

(傍聴定員等)

第6条 会議の傍聴定員は、5人以上10人以内とする。

2 会議の会場には、前項の傍聴定員に対応する一般傍聴席のほか、報道機関に対応する報道席を設けるものとする。

(傍聴手続等)

第7条 傍聴の受付は、会議の開始30分前から開始予定時刻までに行うものとする。この場合、審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記載するよう要請するものとする。

2 審議会は、一般傍聴者の傍聴に係る傍聴要領（別紙）を定め、会場内の秩序維持を図るものとする。

3 審議会は、一般傍聴者及び報道機関に対し、当該会議で用いる資料と同様の資料を配布するよう努めるものとする。

(採 決)

第8条 会議に諮られた議案の採決は、挙手によるものとする。

(議事録)

第9条 審議会において議事録を作成し、議長及び議長の指名した2人以上の委員が署名するものとする。

(議事録等の閲覧)

第10条 閲覧に供するため、公開された会議の議事録及び当該会議で用いた資料を、審議会終了後、まちづくり政策部まちづくり政策課窓口に備え付けるものとする。

2 前項に定める議事録等の閲覧は、当該会議を行った日の属する年度からその翌年度末までとする。

(関係者の出席)

第11条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めるものとする。

(情報セキュリティポリシー)

第12条 本審議会の情報セキュリティポリシーは山形市セキュリティポリシーに準ずるものとする。

2 情報セキュリティポリシーに基づく管理体制は次のとおりとする。

(1) 統括管理者は、会長がその任に当たる。

(2) 保護管理者はまちづくり政策部まちづくり政策課長がその任に当たる。

3 情報資産に係る事故等が発生した場合の連絡体制は別図のとおりとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

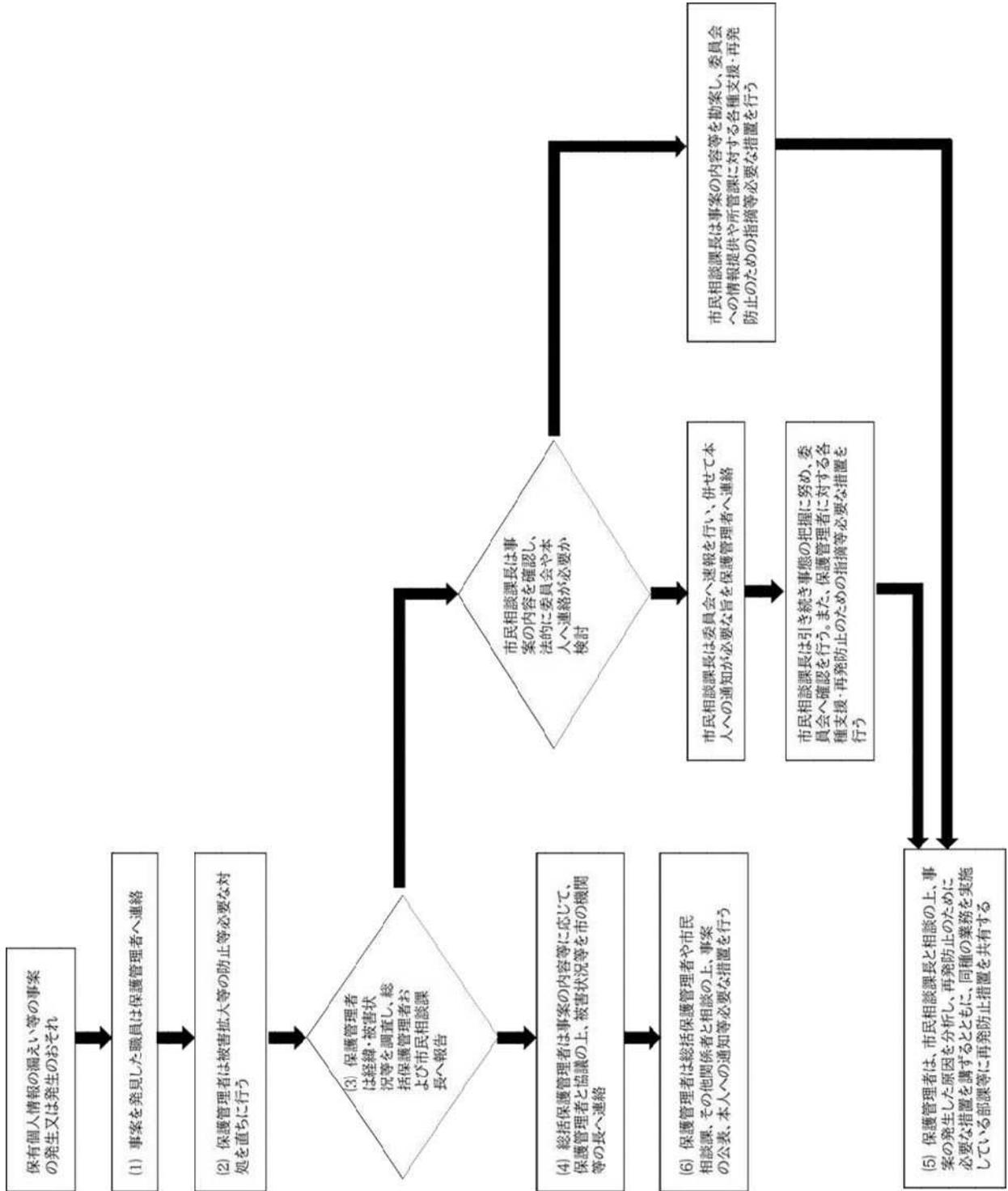
附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別図



山形市都市計画審議会幹事会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の事務を処理するための組織の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市都市計画審議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 幹事会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 審議会に提出する資料の作成その他審議会の運営等に関すること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2の規定によるこの市に対する都市計画の決定又は変更の提案に関すること。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、幹事及び書記をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 幹事長 まちづくり政策部長
- (2) 幹事 まちづくり政策部都市政策調整監（兼）都市整備部都市政策調整監、企画調整部長、
商工観光部長、農林部長、都市整備部長、上下水道部長、企画調整課長、
公共交通課長、産業政策課長、ブランド戦略課長、農政課長、まちづくり政策課長、
まちなみデザイン課長、建築指導課長、公園緑地課長、道路整備課長、河川整備課長、
道路維持課長及び上下水道部経営企画課長
- (3) 書記 まちづくり政策部まちづくり政策課の課長補佐（係長の職を兼務する者を除く。）、
都市計画係長及び同係員

(幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、その議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 幹事会は、関係者又は学識経験者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、まちづくり政策部まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

山形市都市計画審議会委員名簿

第1号委員 (市議会議員)		
氏 名		備 考
安 久 津 優		
高 橋 康 輔		
渋 江 朋 博		
鈴 木 善太郎		
第2号委員 (知識経験を有する者)		
氏 名		備 考
三 浦 秀 一		東北芸術工科大学
高 澤 由 美		山 形 大 学
姥 浦 道 生		東 北 大 学
鈴 木 美 香		山形県保育協議会
宮 舘 照 彦		山形市自治推進委員長 連 絡 協 議 会
石 山 徳 昭		山 形 県 建 築 士 会
伊 藤 三 之		山 形 県 弁 護 士 会
山 口 範 夫		山 形 商 工 会 議 所
斎 藤 一 美		山形農業協同組合
遠 藤 紀 江		山形市農業委員会
板 垣 信 廣		山 形 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会 山 形
松 田 直 樹		株式会社山形新聞社
岡 本 直 剛		国 土 交 通 省 山形河川国道事務所
塚 本 憲 明		山 形 警 察 署

【任期 令和9年6月30日まで】

山形市都市計画審議会幹事名簿

職 名	氏 名	備 考
まちづくり政策部長	丹 野 善 彦	幹事長
まちづくり政策部都市政策調整監 (兼)都市整備部都市政策調整監	檜 尾 浩 和	
企画調整部長	伊 藤 哲 雄	
商工観光部長	高 橋 大	
農 林 部 長	吉 原 仁	
都市整備部長	佐 藤 秀 弘	
上下水道部長	武 田 晃 芳	
企画調整課長	鈴 木 崇 人	
公共交通課長	城戸口 真 一	
産業政策課長	片 桐 道 徳	
ブランド戦略課長	常 盤 漢	
農 政 課 長	石 岡 純 一	
まちづくり政策課長	大 沼 功	
まちなみデザイン課長	佐 藤 一 大	
建築指導課長	古 内 了	
公園緑地課長	田 村 信 博	
道路整備課長	芦 野 知 明	
河川整備課長	齋 藤 慎 次	
道路維持課長	金 子 健 二	
経営企画課長	須 藤 克 弘	